

### (3) 地域子育て支援拠点事業関係（平成21年4月1日施行）

【児童福祉法施行規則の一部改正】

#### 児童福祉法

#### 第6条の2（略）

②～⑤（略）

⑥ この法律で、地域子育て支援拠点事業とは、厚生労働省令で定めるところにより、乳児又は幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業をいう。

⑦・⑧（略）

#### <内容>

法第6条の2第6項に規定する地域子育て支援拠点事業は、次に掲げる基準に従い、地域の乳児又は幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、当該場所において、適当な設備を備える等により、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業（市町村（特別区を含む。以下同じ。）又はその委託等を受けた者が行うものに限る。）をいう。

- ① おおむね10組の乳児又は幼児及びその保護者が一度に利用することが差し支えない程度の十分な広さを有すること。ただし、保育所その他の施設であつて、児童の養育及び保育に関する専門的な支援を行うものは、この限りでない。
- ② 原則として、1日に3時間以上、かつ、1週間に3日以上開設すること。
- ③ 子育て支援に関して意欲のある者であつて、子育てに関する知識と経験を有するものを配置すること。

【社会福祉法施行規則の一部改正】

#### <内容>

社会福祉法施行規則第16条においては、社会福祉事業についての福祉サービスを利用するための契約成立時の書面の交付義務を免除する対象を規定しており、児童自立生活援助事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業及び地域子育て支援拠点事業についても同条の規定に追加し、書面交付義務の対象から除外することとする。